

Vol.4 No.25 2009年1月

### 『水道法が一部改正されます』

#### 改正の内容

厚生労働省より、健康影響評価の結果を踏まえて水道水質基準及び項目の見直しが行われ、水道水質基準等が一部改正されました。主な改正内容は下記の通りです。

この改正内容は、平成21年4月1日から施行されます。

#### (主な改正内容)

項目	改正内容
1,1-ジクロロエチレン	「1,1-ジクロロエチレン」の水質基準を廃止する。「1,1-ジクロロエチレン」は水質管理目標設定項目に移行し、その目標値は「0.1mg/L以下」とする。
シス-1,2-ジクロロエチレン	「シス-1,2-ジクロロエチレン」の水質基準を廃止し、新たに「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に係る水質基準を設定する。水質基準は「0.04mg/L以下であること」とする。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」の水質基準について、現行の「5mg/L以下であること」から「3mg/L以下であること」に改める。

\* 「水質管理目標設定項目」とは  
 水質基準に設定するまでではないが、今後、水質管理上留意すべき項目です。

#### 水質基準の改正について

水道法改正における、それぞれの項目の水質基準変更内容をピックアップすると、次のようになります。

#### (水質基準の改正内容)

項目	改正前	改正後
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	削除
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 (cisのみの値)	0.04mg/L以下 (cis+transのトータル値)
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下	3mg/L以下

#### 今後の改正動向

水道水の安全でおいしい水が確保されるように、水質基準の見直しが逐次行われ、数値の改善や水質項目の追加が行われています。

現在、改正が検討されている項目の一つにアルミニウムがあります。アルミニウムの水質基準の見直しについては、厚生科学審議会生活環境水道部会において、今後の水質基準等の見直しの方向性が示され、水質管理目標設定項目が水質基準と平行して設定される見込みです。ちなみに、水質管理目標設定項目の目標値として「0.1mg/L」が予定されています。

環境科学センター 水環境部 吉高神 喜代子

#### ～編集後記～

「安全」・「安心」と言うことばが、食を中心キーワードとして広まっています。食品に対する安全性の関心が高まる中、国産食材にこだわった国内宿泊プランがいくつかの旅行会社から出されているとのこと。さらに伝統的な食文化が味わえるとなれば、旅行の楽しみが増えると言うもの。地産地消による国産食材に人気が集まっています。

～以上～

#### 業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント) プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ) 水処理薬品部門(ホーイール・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他) 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

